

判例時報8月1日号 (No.2371)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 40	<u>最高裁平成29年12月18日第一小法廷 (民集71巻10号2546頁)</u> <u>(総会決議無効確認等請求本訴、組合理事地位確認請求反訴事件)【破産差戻】</u>	理事長を建物の区分所有等に関する法律に定める管理者とし、役員である理事に理事長を含むものとした上、役員の選任及び解任について総会の決議を経なければならない旨の定めがある規約を有するマンション管理組合において、理事の互選により選任された理事長につき、理事の過半数の一致により理事長の職を解くことができることとされた事例	●本判決は、最高裁が、平成28年改正前の標準管理規約に準拠して規約を定めたマンション管理規約において、 理事の互選により理事長を選任する旨の定めに基づいて理事の過半数の一致により理事長の解職をすることができる との事例判断を示したものである。 また、平成28年改正後の標準管理規約でも同じ判断になるとされる。 新聞報道によれば、全国の分譲マンションの管理組合の約8割が標準管理規約におおむね準拠した規約を定めているとされていることも併せ考慮すると、実務上重要な意義を有すると考えられる。
2 109	<u>東京高裁平成29年10月18日判決 (損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件) (上告・上告受理申立て) ～「フクダ電子長野販売事件」～</u>	会社の元従業員らが会社とその代表者に対し、代表者による退職強要のハラスメントがあったことを理由とする慰謝料の請求、夏季賞与の減額が無効であることを理由とする減額分の請求、会社都合退職であることを理由とする自己都合退職との退職金差額分の請求、降格の懲戒処分が無効であることを理由とする賃金の差額分の請求をした事案において、 ①退職強要のハラスメントの存在、 ②夏季賞与減額の無効、 ③会社都合退職であること、 ④降格の懲戒処分の無効 を認定し、会社とその代表者に対し、慰謝料、会社に対し差額分等の支払を命じた事例	【ハラスメント事案】 ●従来の判例・学説に則ったものであるが、多岐にわたる争点について、詳細な事実認定を踏まえ、ハラスメント行為を認め会社及び代表者の不法行為責任等を認めた事例として今後の参考となる。 ●特に、女性のみの職場において、他の女性らに対するハラスメントの違法行為があり、その内容が同年代の女性に対する退職勧奨行為であったことを捉えて、 直接の被害者だけでなく間接的に同じ職場の女性らについても退職勧奨行為がされているものと判断している点 に特徴がある。

判例時報8月11日号 (No.2372)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 47	<u>福岡高裁平成29年3月7日決定 (後見開始の審判及び任意後見監督人選任申立却下の審判に対する抗告事件)【確定】</u>	本人の長女による任意後見監督人選任申立ての直後に、本人と長女との任意後見契約を解除するとともに、長男と任意後見契約を締結したことから、長女が申立ての趣旨を法定後見開始に変更し、長男が新たに任意後見監督人選任を申し立てた事案に関し、長男は任意後見人の適格性を欠くとして、 法定後見を開始することにつき「本人の利益のために特に必要がある」(任意後見法10条1項)と認められる ことを理由に、後見を開始するとともに任意後見監督人選任申立てを却下した原審判について、原裁判所の判断は相当であるとして長男の抗告申立てを棄却した事例	● 任意後見契約に関する法律第10条1項 「任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、 本人の利益のために特に必要があると認めるときに限り 、後見開始の審判等をすることができる。」 ●立法担当者は、「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」を厳格に絞ることで、任意後見優先の原則(自己決定の尊重)を維持することとしていた。しかしながら、親族間紛争を背景に、 自身を任意後見受任者とする任意後見契約を本人に締結させて後にこれを発効させることにより、意図しない者が成年後見人に選任されるのを妨害しようとするケースが少なからず見られるため、最近の実務は本人の客観的な保護を重視して、要件を緩やかに解しているため、法定後見を優先する場面が多くなっている ともいわれている。 ●本件は、任意後見受任者の適格性に問題があることを、「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」と解している事例であり、実務上参考となる。

判例時報8月21日号 (No.2373)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 49	<u>札幌高裁平成30年1月30日決定 (養育費減額申立審判に対する抗告事件)【確定】</u>	離婚後に再婚し、再婚相手の子らと養子縁組をした場合、事情の変更があったとして、 離婚の際に合意した養育費の減額を認め、右合意の趣旨を考慮して養育費の額を算定した 事例	●本決定は、 養育費負担者が再婚相手の子の扶養義務を負うに至ったこと、双方当事者の収入の変動 から、離婚時の公正証書において未成年者の養育費を決める際に前提とされていた事情が変更されたことを認めた。 ● 標準算定方式を参考し養育費を試算した上で、公正証書作成時の当事者の意思としては、標準算定方式による資産額に2万円強加算する趣旨であったと解するのが合理的 であるとして、その後に現れた事情を踏まえて減額後の養育費を算定した(離婚時の合理的意思を尊重)。 ●類似する近時の先例として、東京高決平成28年7月8日判時2330号28頁があるが、本決定は、養育費減額申立事件に関する一つの事例判断として、参考となる。
民法766条3項 (離婚後の子の監護に関する事項の定め等) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護についての相当な処分を命ずることができる。			